

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	建築物の耐震改修の計画の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 1 項・第 3 項 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 28 条、第 31 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項各号に掲げる基準 (①～⑥) に適合していること。</p> <p>① 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。</p> <p>② 資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>③ 申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。⑤ロ及び⑥ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。</p> <p>④ 申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物</p>

	<p>について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第 27 条第 2 項、第 61 条又は第 62 条第 1 項の規定に適合しないこととなるものであるときは、①及び②に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第 27 条第 2 項、第 61 条又は第 62 条第 1 項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。</p> <p>(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。</p> <p>(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。</p> <p>⑤ 申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、①及び②に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。</p> <p>⑥ 申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、①及び②に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	認定を受けた計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 18 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項、第 18 条第 2 項 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 28 条、第 31 条、第 32 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 計画の認定を受けた者は、当該計画の認定を受けた計画の変更（認定を受けた計画に係る耐震改修の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の 3 月以内の変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 18 条第 2 項が準用する第 17 条第 3 項各号に掲げる基準に適合していること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日